

# やまなしグリーンゾーン認証（飲食業）申請書【追加的対策】

山梨県知事 殿

以下のとおり申請します。

## 【送付先】

やまなしグリーン・ゾーン認証事務局  
所在地：〒400-0031  
甲府市丸の内1-17-10-3F

### ※記入上の注意

- は 該当する場合にチェックマーク（✓）を記載してください。
- は どちらかを選択して塗りつぶしてください。

## 申請者情報

申請者：

代表者：（役職） （氏名）

申請者／代表者フリガナ：

申請者／代表者生年月日： 年 月 日

申請者住所：〒

業種：  飲食業

施設名称：

施設所在地： 〒

担当者： （電話） （メール）

## 1. 来店者への感染予防

### （1）入店・注文・支払

（利用者の把握）

- 陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に協力するため、利用者に対して氏名、連絡先等（代表者のみ）を記入するように要請し、店舗側で最低1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管する。  
※認証施設は、取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないこと。

### （2）食事・店内利用

☆【別途定める経過措置終了時まで】

- ※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が食事をする場合を除く。
- ※火災の危険等があり物理的にパーティションの設置が不可能な場合は、従前の基準によるものとする。

- 以下のようなパーティションを設置して遮断する。  
高さ：座った人の頭が隠れる高さ  
幅：机と同じ幅  
形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

☆【別途定める経過措置終了時まで】

- 席の近くに手指消毒用のアルコールを設置する。

（滞在時間の制限）

- 滞在時間の制限（概ね90分程度を目安）  
☆【別途定める経過措置終了時まで】を全て実施した場合は2時間

（トイレへの消毒液の設置）

- トイレの入り口付近（店舗側）に消毒液を設置する。

（注意喚起）

- 以下の注意喚起を行っている。  
●トイレのドアノブ等に触れる前に手指消毒を実施する。

## 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

☆【別途定める経過措置終了時まで】ビル管理法の対象外施設である場合

- HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5m<sup>3</sup>以上の空気清浄機を、メーカーが指定する適用床面積に応じて設置する。

☆【別途定める経過措置終了時まで】

- 二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施する。  
測定器の設置場所：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところ。

**※経過措置期間内に提出をしてください。**